

令和六年三月二十六日付け徳島県報第六百八十三号徳島県公安委員会規則第六号中次の
とおり訂正

正

誤

四	ページ	二十六	行	講ずものとする	誤	講ずるものとする	正
---	-----	-----	---	---------	---	----------	---